

和歌山市脱炭素先行地域地場産業施設再エネ設備導入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の脱炭素先行地域（以下「先行地域」という。）において脱炭素の取組を促進することを目的として、地場産業であるニット産業の施設に太陽光発電設備を設置する者に対し、予算の範囲内において二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年3月30日環政計発第2203301号。以下「国交付要綱」という。）第29条第1項に規定する間接補助金を和歌山市脱炭素先行地域地場産業施設再エネ設備導入補助金として交付することに関し、和歌山市補助金等交付規則（平成2年規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、国交付要綱に定めるもののほか、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業計画 地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画において定める「全国の空洞化都市に先駆ける“和歌山市モデル”～空き家改修×脱炭素で創るまちなか再生戦略～」（令和8年2月13日環境省選定）をいう。
- (2) J-クレジット制度 省エネルギー設備の導入又は再生可能エネルギーの活用によるCO₂等の排出削減量及び適切な森林管理によるCO₂等の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度をいう。
- (3) 法定耐用年数 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間をいう。
- (4) PPA 発電事業者が需要家の敷地内に設置した太陽光発電設備で発電した電気を、需要家が購入する契約形態をいう。
- (5) ニット産業 編むことで生地・製品をつくる繊維産業をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表補助対象事業の項に定める交付要件を満たすものとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、第1号又は第2号のいずれかに該当する者であって、第3号及び第4号のいずれにも該当するものとする。

- (1) ニット産業を主な業とする事業所（自ら事業を行う事業所、又は自ら事業を行うために新築する事業所をいう。次号において同じ。）に、自ら所有する太陽光発電設備を設置する者
- (2) ニット産業を主な業とする事業所に、当該事業所の所有者とのPPA又はリース契約に基づき太陽光発電設備を設置する者
- (3) 市税の滞納がない者
- (4) 申請者又はその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）が次のいずれにも該当しない者

ア 暴力団員（和歌山市暴力団排除条例（平成23年条例第28号。イにおいて「暴力団排除条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団（暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者
ウ 不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的で暴力団又は暴力団員を利用している者

エ 暴力団若しくは暴力団員の威力を利用し、又は暴力団の活動若しくは運営に協力する目的で、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対し、相当の反対給付を受けないで金品その他の財産上の利益を供与した者

オ アからエまでに掲げるもののほか、補助金の趣旨に照らして適正でないと市長が判断する者

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）の区分及び各費目の内容は、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和4年3月30日環政計発第2203303号。以下「国実施要領」という。）別表第1に定めるものとする。

2 補助対象事業に係る調査・設計等や補助対象事業に伴う付帯設備等は国交付要綱に基づき国が認める必要最小限度の範囲に限り補助対象に含めることとする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において、別表補助金の額の項に定める額とする。

（交付の申請等）

第7条 規則第3条の補助金等交付申請書を提出するに当たって、この補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及びその金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助金額を補助対象経費で除して得た割合を乗じて得た金額。以下「補助金に係る仕入控除税額」という。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

2 規則第3条の事業計画書は、別記様式第1号によるものとする。

3 規則第3条の収支予算書は、別記様式第2号によるものとする。

4 規則第3条の市長が別に定める書類は、次に掲げる書類とする。

（1）別表交付申請書の項に定める添付書類

（2）申請者が法人である場合は、申請者の登記事項証明書の写し

（3）申請者に市税の滞納がないことを証する書面

（4）誓約書（別記様式第3号）

5 申請の受付は、本市の環境省に対する国交付要綱に基づく二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）（以下この項及び第10条第2項において「国交付金」という。）の交付申請を行う日の属する年度における国交付金の交付決定後から開始し、先着順で補助金の申請額の合計額が予算の範囲を超えたとき又は各会計年度の1月末日に終了するものとする。

（交付の条件）

第8条 補助金の交付の決定をする場合においては、規則第5条第1項各号に掲げる条件のほか、

次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 本市が実施する脱炭素化の取組に対し、本市と密に連携して取組を推進し、市長から協力を求められた場合は、これに応じるよう努めなければならないこと。
- (2) 市長から補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（この条において「取得財産等」という。）の使用状況、電力使用量（発電した電力量、自家消費量及び先行地域消費割合）等に関する報告の求めがあった場合には、これに応じなければならないこと。
- (3) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、その他の法令及び関連通知の定めによるほか、国交付要綱に定めるところによること。
- (4) 補助金の交付を申請するに当たって、補助金に係る仕入控除税額が明らかでないため、消費税相当額を含めて申請した場合は、次の条件に従うこと。
 - ア 実績報告の提出前に、補助金に係る仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金から減額して報告する。
 - イ 実績報告の提出後に、消費税の申告により補助金に係る仕入控除税額が確定した場合には、その金額（実績報告においてアにより減じた額を上回る部分の金額）について速やかに市長に報告するとともに、これを返還納付する。
- (5) 補助事業が予定の期間内に完了しないため、当該事業の完了予定日を変更する必要がある場合は、当該年度の12月末日までに市長に報告しなければならないこと。
- (6) 交付額の確定後に、違約金、返還金その他補助金に代わる収入があったこと等により補助金額を減額すべき事情が生じた場合又はやむを得ず取得財産等を処分する必要がある場合は、速やかに市長に報告すること。
- (7) 補助金の交付を受けた日から起算して5年を経過する日までの間において、取得財産等により相当の収益が生じた場合、補助金の全部又は一部を本市に納付しなければならないこと。
- (8) 市長の承認を受けずに、取得財産等を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）を行ってはならないこと。ただし、補助金等の全部に相当する金額を市に納付した場合又は法定耐用年数を経過した場合は、この限りでない。
- (9) 取得財産等を処分することで収入があった場合には、その収入の全部又は一部を本市に納付しなければならないこと。
- (10) 取得財産等について、管理するための台帳を備え、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならないこと。
- (11) 補助対象経費の収支に関する帳簿を備え、領収書等の関係書類を整理した上、これらの帳簿及び関係書類（次号の規定により保管する書類を除く。）を補助金の交付を受けた年度の翌年度の初日から5年間保管し、市長から提出の求めがあった場合には、これに応じなければならないこと。
- (12) 第10号の台帳その他関係書類を取得財産等の法定耐用年数に応じ、保管すること。

（軽微な変更）

第9条 規則第5条第1項第1号の市長が別に定める軽微な変更は、補助事業の内容の変更（補助事業の性能又は機能を同等以上のものに変更等する場合であって、別表補助対象事業の項に定める交付要件に影響を及ぼさないものに限る。）で、補助金の額に変更を生じないものとする。

る。

（補助事業の着手）

第 10 条 補助事業者は、規則第 6 条の規定による通知を受けた後でなければ、補助事業の設置に着手してはならない。

2 規則第 6 条の規定による通知を受ける前に、補助事業者が補助対象事業に係る契約又は P P A 若しくはリースに係る契約を締結する場合は、本市への国交付金の交付決定後に行わなければならない。

（実績報告）

第 11 条 規則第 12 条の市長が別に定める書類は、別表実績報告書の項に定める添付書類とする。

（補助金の返還に伴う加算金）

第 12 条 市長は、規則第 17 条第 1 項の規定により補助金の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

（処分の制限）

第 13 条 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち、その取得に要した価額が 500,000 円未満（ただし、消費税及び地方消費税を除いた価格。）のものについては、規則第 18 条の規定及び第 8 条第 8 号により付した条件にかかわらず、財産の処分につき市長の承認を要しない。

2 補助事業者は、第 8 条第 6 号又は第 7 号の規定による収入の納付を市長が定める期限内に行わないときは、未納金額につき、その期限の翌日から納付の日までの日数に応じて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）231 条の 3 第 2 項に基づき、和歌山市財務に関する条例（昭和 39 年第 12 号）第 4 条第 1 項及び附則第 3 項の規定により計算した延滞金を支払うものとする。

附 則

1 この要綱は、令和 8 年 8 月 18 日から施行する。

2 この要綱は、令和 11 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

別表（第3条、第6条、第7条、第11条関係）

補助対象事業 (第3条関係)	次に掲げる要件のいずれにも該当するもの 1 太陽光発電設備であること。 2 事業計画に位置付けられたものであること。 3 エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があるものであること。 4 商用化され、導入実績があるものであること。ただし、中古設備は対象外とする。 5 法令又は予算制度に基づき、国又は本市から負担又は補助を得て導入する設備でないこと。 6 各種法令等を遵守した設備であること。 7 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行ったものでないこと。 8 売買、請負その他の契約をする場合は、2者以上の業者から見積書を取得し選定したものであること。ただし、2者以上の業者からの見積書を取得することが困難又は不適當である場合は、この限りではない。 9 南海トラフ巨大地震津波浸水想定区域内に、補助対象事業を実施する場合、発電設備及び付属機器等は浸水想定以上へ設置する等の対策が行われたものであること。 10 国実施要領別紙1の2のア（ア）に定める交付要件を満たすこと。 11 補助対象経費が、350,000円/kWに太陽光モジュールにおけるJIS等に基づく公称最大出力の合計値を乗じて得た額以下であること。（ソーラーカーポート等を除く。）
補助金の額 (第6条関係)	補助対象経費の2/3（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。） ただし、ソーラーカーポート等を導入する場合は、1件当たり3億円を上限とする。
添付書類	交付申請書 (第7条関係) 1 見積書の写し（内訳の記載があるもの） 2 施工場所及び付近の見取図 3 設備の仕様表、カタログ等の写し（国実施要領別紙1の2において事業ごとに定める交付要件を満たすことを確認できる書類） 4 施工前の写真 5 補助対象事業を実施する建築物にかかる全部事項証明書の写し（発行日から3か月以内のもの。新築を除く。ただし、所在欄等の記載事項と当該施設の所在表示が異なる場合は、同一の施設で

	あることを示す書類を添付すること。) 6 定款、事業内容がわかるパンフレット等ニット産業を主な業とする事業所であることが確認できる書類 7 所有者の同意書の写し（申請者と補助対象事業の実施場所の所有者が異なる場合に限る。） 8 機器配置図、システム系統図、単線結線図等 9 発電電力の消費量計画書
実績報告書 (第11条関係)	1 導入した設備の設置に係る領収書又は設置に要した経費の支出を証する書類の写し（内訳の記載があるもの） 2 工事請負契約書等の写し 3 保証書の写し 4 施工前・施工中・施工後の状況を記録した写真 5 工事内容を証する書類の写し（出荷証明書、納品書の写し等） 6 電力系統への連系内容が確認できる書類 7 本市が事業計画に基づき選定した事業者（先行地域へ再エネ電力を供給するもの）への余剰電力の売却が確認できる書類 8 サービス料金から補助金額相当分が控除されていることが確認できる書類（P P Aの場合に限る。） 9 リース料金から補助金額相当分が控除されていることが確認できる書類（リース契約の場合に限る。） 10 導入した設備について法定耐用年数期間満了まで使用することが確認できる書類（P P A又はリース契約の場合に限る。） 11 変更後の機器配置図、システム系統図、単線結線図等の図面（交付申請時のものから変更があった場合に限る。）

事業計画書

年 月 日

1 申請担当者（窓口となる方）

団体名										
部署名・役職名										
氏名										
所在地	〒		-							
電話番号※			-			-			※日中連絡のつく電話番号	
メールアドレス※									※メールでの連絡を希望する方のみ	
消費税の課税区分										

2 補助対象事業の内容

活用予定の補助対象事業 （該当事業に✓）	工事期間（予定）										
	着手日						完了日				
✓ 太陽光発電設備		年		月		日		年		月	日

導入方法

（該当するものに✓）

自己所有	PPA	リース
------	-----	-----

3 補助対象事業の実施場所

建物の種類	地場産業施設	
（該当するものに✓）	新築	既存
建物の名称		
所在地	和歌山市	

4 実施場所の所有者

●所有者 ※申請者と同じ場合は記入不要

団体名	
代表者名	
住所・所在地	

5 導入した設備のよる余剰電力の取り扱いについて

本市が事業計画に基づき選定した事業者（先行地域へ再エネ電力を供給する者）と協議したか	☐ 協議した
協議日	年 月 日

6 事業内容

7 他の補助金の活用

他の補助金の活用	☐ 有 ☐ 無	
「有」の場合 (該当するものに✓)	これまでに活用した → 活用した補助金による制限はないか	
	本補助金と併用する → 補助対象となる部位が重複していないか	

8 補助対象事業の内容

●事業全体

補助対象経費の合計（税抜）※本則課税事業者以外は税込		円
活用予定の他補助金の合計（税抜）※本則課税事業者以外は税込		円
交付申請金額の合計（税抜）※本則課税事業者以外は税込		円

●太陽光発電設備

交付申請金額の関連情報

① 導入設備の補助対象経費（税抜）※本則課税事業者以外は税込		円
② 他補助金の活用予定	他補助金名	
※複数ある場合は合計額を記入	他補助金額	円
③ ①×2/3（千円未満切捨て、税抜）※本則課税事業者以外は税込		円
④ ①－②（千円未満切捨て、税抜）※本則課税事業者以外は税込		円
③又は④のいずれか小さい額＝交付申請金額		円

その他関連情報

導入設備は「新設」か「入替」か		
太陽光発電の合計出力（太陽電池モジュールの公称最大出力×枚数）		kW
パワーコンディショナーの定格出力		kW
固定価格買取制度（F I T）又はF I P制度の認定取得		
⑤ 年間の想定自家消費電力量		kWh/年
⑥ 年間の想定発電量		kWh/年
自家消費率（⑤÷⑥） ※交付要件： 自家消費率30%以上かつ自家消費量を含めた50%以上を先行地域内消費		%
過去1年間の電力消費量 ※新築の場合は記入不要		kWh/年
導入設備のCO2削減効果 ※根拠資料を添付してください		t - CO2/年

●太陽光発電設備（ソーラーカーポート等の場合）

交付申請金額の関連情報

④ 導入設備の補助対象経費（税抜）※本則課税事業者以外は税込		円
⑤ 他補助金の活用予定	他補助金名	
※複数ある場合は合計額を記入	他補助金額	円
⑥ ④×2/3（千円未満切捨て、税抜）※本則課税事業者以外は税込		円
※上限3億円/件		
⑦ ④－⑤（千円未満切捨て、税抜）※本則課税事業者以外は税込		円
⑧ 又は⑦のいずれか小さい額＝交付申請金額		円

その他関連情報

導入設備は「新設」か「入替」か		
太陽光発電の合計出力（太陽電池モジュールの公称最大出力×枚数）		kW
パワーコンディショナーの定格出力		kW
固定価格買取制度（F I T）又はF I P制度の認定取得		
⑨ 年間の想定自家消費電力量		kWh/年
⑩ 年間の想定発電量		kWh/年
自家消費率（⑨÷⑩） ※交付要件： 自家消費率30%以上かつ自家消費量を含めた50%以上を先行地域内消費		%
過去1年間の電力消費量 ※新築の場合は記入不要		kWh/年
導入設備のCO2削減効果 ※根拠資料を添付してください		t-CO2/年

収支予算書

補助対象設備	太陽光発電設備
--------	---------

【収入】

収入の種類	金額	内訳
本補助金の交付申請金額（千円未満切捨て）	★	
自己資金		
その他収入		
収入合計		

【支出】

※見積書等に以下の番号を明示すること

区分	費目	細分	A 総事業費	B 補助対象外経費	(A－B) 補助対象経費	(C×2／3) 交付申請金額 (千円未満切捨て)	番号	内訳
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費					①	
		労務費					②	
		直接経費					③	
	本工事費 (間接工事費)	共通仮設費					④	
		現場管理費					⑤	
		一般管理費					⑥	
	付帯工事費						⑦	
	機械器具費						⑧	
	測量及試験費						⑨	
	設備費	設備費					⑩	
業務費	業務費				⑪			
事務費	事務費				⑫			
その他							⑬	
小計					C	★		

★は一致すること

誓約書

（宛先）和歌山市長

和歌山市脱炭素先行地域地場産業施設再エネ設備導入補助金交付要綱に記載されている要件を
全て満たし、申請内容及び添付書類に虚偽や不正がないことを誓約します。

年 月 日

申請者

住 所 _____

氏 名 _____

（団体の場合は団体名及び代表者名）（自署または記名押印）